



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

*51 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(税務課) 3
*52 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例	(環境管理課) 12
*53 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(こども未来課) 13
*54 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(介護サービス指導課) 19
*55 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(公営企業課) 21
*56 和歌山県特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例	(河川課) 21

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行うこととしました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとしました。（附則第5項の3及び第5項の4関係）

イ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益法人等に係る県民税の課税の特例について、所要の措置を講ずることとしました。（第3条の規定による改正後の附則第5項の3及び第5項の4関係）

ウ 住宅借入金等特別税額控除に係る規定の整備を行うこととしました。（附則第6項の6、第6項の8、第28項及び第28項の2関係）

(2) 事業税

ア 外形標準課税の適用対象法人について次のとおり見直しを行うこととしました。

（ア）当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとしました。（附則第14項の9の2関係）

（イ）資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（一定の配当等に相当する額を加算した額）が2億円を超えるもの（一定の法人を除く。）は、外形標準課税の対象とすることとしました。（第37条及び附則第14項の9の3関係）

イ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する

資産及び負債を有するものとみなすこととする等の特例措置を廃止することとしました。（附則第14項の10及び第14項の10の2関係）

（3）地方消費税

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずることとしました。（第42条の13の2及び第42条の13の10並びに附則第7項の6関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

（1）1の（1）ウの改正規定 令和7年1月1日

（2）1の（2）ア（イ）の改正規定 令和8年4月1日

（3）1の（1）ア、（2）イ及び（3）の改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日

（4）1の（1）イの改正規定 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

◇ 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

排水基準を定める省令の一部改正により、水質汚濁防止法第3条の規定に基づき県が定める排水基準を改めました。（別表第1関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を改めるとともに、所要の改正等を行いました。（第2条、別表第1及び別表第2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業職員の給与について、在宅勤務等手当を新設するとともに、所要の改正を行いました。（第2条、第6条及び第7条の3関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

1 条例概要

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の

標識の設置に関し、必要な事項を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 6 年 7 月 5 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第51号

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部改正)

第1条 和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務) 第38条 医療法人、医療施設(施行令第21条の8に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)又は第37条の2第2項ただし書の規定により所得を算定しようとするもので事業税の納税義務がある法人は、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって、当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。 2・3 略	(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務) 第38条 医療法人、医療施設(施行令第21条の7に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)又は第37条の2第2項ただし書の規定により所得を算定しようとするもので事業税の納税義務がある法人は、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって、当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。 2・3 略
附 則 (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除) 6の3～6の5 略	附 則 (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除) 6の3～6の5 略
6の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。 (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若	6の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。 (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若

しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 略

6の7 略

6の8 県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

14の9 略

(事業税の納稅義務者等の特例)

14の9の2 第37条第1項の規定の適用について
は、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。)が10億円を超えるものを除く。)」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

28 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

附則第6項の
6第1号

租税特別措置
法第41条第2
項から第5項
まで若しくは
第10項から第
21項まで若し
くは第41条の
2

東日本大震災
の被災者等に
係る国税関係
法律の臨時特
例に関する法
律第13条第1
項の規定によ
り読み替えて
適用される租
税特別措置法
第41条第2項
から第5項ま
で若しくは第
10項から第21
項まで若しく
は東日本大震
災の被災者等
に係る国税関
係法律の臨時
特例に関する
法律第13条第
1項の規定に

しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 略

6の7 略

6の8 県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

14の9 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

28 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

附則第6項の
6第1号

租税特別措置
法第41条第2
項から第5項
まで若しくは
第10項から第
19項まで若し
くは第41条の
2

東日本大震災
の被災者等に
係る国税関係
法律の臨時特
例に関する法
律第13条第1
項の規定によ
り読み替えて
適用される租
税特別措置法
第41条第2項
から第5項ま
で若しくは第
10項から第19
項まで若しく
は東日本大震
災の被災者等
に係る国税関
係法律の臨時
特例に関する
法律第13条第
1項の規定に

		より適用される租税特別措置法第41条の2
略	略	略

28の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第6項の8の規定は、適用しない。

附則第6項の 3第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項まで
	略	略
これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項までの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項までの規定
	略	略
附則第6項の	又は阪神・淡	、阪神・淡路

		より適用される租税特別措置法第41条の2
略	略	略

28の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第6項の8の規定は、適用しない。

附則第6項の 3第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項まで
	略	略
これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項までの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項までの規定
	略	略
附則第6項の	又は阪神・淡	、阪神・淡路

6 第1号	路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項まで	6 第1号	路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項まで
28の3 略			28の3 略		

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の納稅義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。） 所得割額</p> <p>(7) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。以下(7)及び(1)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令で定めるものを含む。）をいう。以下(7)及び</p>	<p>(事業税の納稅義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p>

(イ)において同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他施行令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施行令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(ア)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(ア)に掲げる法人を除く。)

(2)～(4) 略
2～4 略

(地方消費税の納稅義務者等)
第42条の13の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者(以下この節において「事業者」という。)の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等(第42条の13の10において「課税資産の譲渡等」という。)及び同項に規定する特定課税仕入れ(同条において「特定課税仕入れ」という。)については、当該事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあっては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2 略

(法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用)
第42条の13の10 法人課税信託又は法人税法第12条第4項第2号に規定する公益信託(以下この

(2)～(4) 略
2～4 略

(地方消費税の納稅義務者等)
第42条の13の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者(以下この節において「事業者」という。)の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等(第42条の13の10において「課税資産の譲渡等」という。)及び同項に規定する特定課税仕入れ(同条において「特定課税仕入れ」という。)については、当該事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあっては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)
第42条の13の10 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資

条において「法人課税信託等」という。)の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等(信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(第42条の13の2、第42条の13の7及び第42条の13の8を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託等の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託等に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。
- 4 一の法人課税信託等の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託等に係る信託資産等は、当該法人課税信託等の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。
- 5 略

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)
5の3 略

(事業税の納税義務者等の特例)
14の9の2 略

14の9の3 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力

並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(第42条の13の2、第42条の13の7及び第42条の13の8を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。
- 4 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。
- 5 略

附 則

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

5の3 当分の間、公益信託(公益信託三関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

5の4 公益信託は、第18条第1項第4号の2に規定する法人課税信託に該当しないものとする。
—

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

5の5 略

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

7の6 当分の間、公益信託(公益信託三関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等(第42条の13の2第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)及び特定課税仕入れ(同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなして、第2章第3節の規定を適用する。

(事業税の納税義務者等の特例)

14の9の2 略

強化法（平成25年法律第98号）第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第1項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。）のための措置（同条第18項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この項において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この項において「取得等の日」という。）以後引き続き有しております、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この項において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しております、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち規則で定めるものに限る。以下この項において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第37条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（同法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第37条第1項第1号イ(7)及びイ(1)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（附則第14項の9の3に規定する対象法人及び同項に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

（公益信託に係る事業税の課税の特例）
14の10 当分の間、公益信託（公益信託三関スル法律第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。次項において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第2章第2節の規定を適用する。

14の10の2 公益信託は、第37条第3項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

第3条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 ^(公益法人等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><u>5 の 3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。次項において同じ。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課す。</u></p> <p><u>5 の 4 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が2以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして前項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する前項の規定の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。</u></p>	<p>附 則 ^(公益法人等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><u>5 の 3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課す。</u></p>

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成19年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 ^(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)</p> <p><u>2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第18条、第33条、第37条から第37条の3まで、第39条、第41条、第42条の2、第42条の13の2及び第42条の13の10並びに附則第5項の3、第7項の6及び第14項の10の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項及び次項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、この項及び次項に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 ^(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)</p> <p><u>2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第18条、第33条、第37条から第37条の3まで、第39条、第41条、第42条の2、第42条の13の2及び第42条の13の10並びに附則第5項の3、第7項の6及び第14項の10の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項及び次項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、この項及び次項に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中和歌山県税条例附則第6項の6、第6項の8、第28項及び第28項の2の改正規定 令和7年1月1日
 - (2) 第2条中和歌山県税条例第37条の改正規定並びに同条例附則第14項の9の2の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条並びに附則第5項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
 - (4) 第3条の規定 前号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日
(事業税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の和歌山県税条例（次項において「新条例」という。）附則第14項の9の2の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の和歌山県税条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、令和6年3月30日から最初事業年度の開始日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第14項の9の2の規定の適用については、同項中「前事業年度」とあるのは、「令和6年3月30日を含む事業年度の開始日の前日から和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和6年和歌山県条例第51号）附則第3項に規定する最初事業年度の開始日の前日までの間に終了したいづれかの事業年度分」とする。
- 4 第2条の規定による改正後の和歌山県税条例第37条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに附則第14項の9の2及び第14項の9の3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例第42条の13の2第1項及び第42条の13の10の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「3号施行日」という。）以後に効力が生ずる同条第1項に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認

可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、3号施行日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第52号

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例（昭和47年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） 有害物質に係る排水基準（許容限度）				別表第1（第2条関係） 有害物質に係る排水基準（許容限度）			
種類 区分	シアノ化合物	有機燐化合物（バラチオン、メチルバラチオニン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		種類 区分	シアノ化合物	有機燐化合物（バラチオン、メチルバラチオニン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	六価クロム化合物
全業種	新設の工場又は事業場	略	略	全業種	新設の工場又は事業場	略	略
備考 略				備考 略			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 電気めっき業に属する特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項及び第5項において「法」という。）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（第4項及び第5項において「排出水」という。）の法第3条第1項に規定する排水基準（第5項において「排水基準」という。）は、令和9年3月31までの間は、この条例による改正後の水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例（第5項において「改正後の条例」という。）第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 電気めっき業に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合には、電気めっき業に属するものと

して、前項の規定を適用する。

- 4 電気めっき業に属する特定事業場から排出される水（排出水を除く。）の処理施設については、電気めっき業に属するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている法第2条第2項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排出水の六価クロム化合物についての排水基準は、令和6年9月30日（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設である場合にあっては、令和7年3月31日）までの間は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第53号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件）</p> <p>第2条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る施設が次の各号のいずれかに該当するものであること及び別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幼稚園型施設（次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とするこどもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上のこどもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していたこどもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教</p>	<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件）</p> <p>第2条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る施設が次の各号のいずれかに該当するものであること及び別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幼稚園型施設（次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子供に該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子供に対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子供を引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教</p>

- 育及び保育を行うこと。
- (2) 保育所型施設(保育を必要とするこどもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とするこども以外の満3歳以上のこどもを保育し、かつ、満3歳以上のこどもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。以下同じ。)
- (3) 地方裁量型施設(保育を必要とするこどもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とするこども以外の満3歳以上のこどもを保育し、かつ、満3歳以上のこどもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。以下同じ。)

別表第1(第2条関係)

1 職員の配置

- (1) 認定こども園(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。以下この表において「認定こども園」という。)には、次の表の左欄に掲げるこどもの区分に応じ、それぞれ右欄に定める数の教育及び保育(満3歳未満のこどもについては、その保育。以下この表において同じ。)に従事する職員を置かなければならない。

こどもの区分	教育及び保育に従事する職員の数
満1歳未満のこども	略
満1歳以上満3歳未満のこども	略
満3歳以上満4歳未満のこども	おおむね15人につき1人以上
満4歳以上のこども	おおむね25人につき1人以上

- (2) 略
 (3) 満3歳以上のこどもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)が共通して利用する4時間程度の時間(以下「共通利用時間」という。)については、満3歳以上のこどもについて学級を編制し、当該各学級ごとの担当の職員(以下「学級担任」という。)を少なくとも1人置かなければならない。
- (4) 前号の規定により学級を編制する場合において、1学級のこどもの数は、原則として35人以下とする。

2 職員の資格

- (1) 前項第1号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満のこどもの保育に従事するものは、保育士の資格を有する者でなければならない。
- (2) 前項第1号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上のこどもの教育及び保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併せて有する者又は幼稚園の教員免許状若しくは保育士の資格のいずれかのみを有する者で、その有しない幼稚園の教員免許状若しくは保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものでなければならない。
- (3) 略

- 及び保育を行うこと。
- (2) 保育所型施設(保育を必要とする子供に対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子供以外の満3歳以上の子供を保育し、かつ、満3歳以上の子供に対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。以下同じ。)
- (3) 地方裁量型施設(保育を必要とする子供に対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子供以外の満3歳以上の子供を保育し、かつ、満3歳以上の子供に対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。以下同じ。)

別表第1(第2条関係)

1 職員の配置

- (1) 認定こども園(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。以下この表において「認定こども園」という。)には、次の表の左欄に掲げる子供の区分に応じ、それぞれ右欄に定める数の教育及び保育(満3歳未満の子供については、その保育。以下この表において同じ。)に従事する職員を置かなければならない。

子供の区分	教育及び保育に従事する職員の数
満1歳未満の子供	略
満1歳以上満3歳未満の子供	略
満3歳以上満4歳未満の子供	おおむね20人につき1人以上
満4歳以上の子供	おおむね30人につき1人以上

- (2) 略
 (3) 満3歳以上の子供であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)が共通して利用する4時間程度の時間(以下「共通利用時間」という。)については、満3歳以上の子供について学級を編制し、当該各学級ごとの担当の職員(以下「学級担任」という。)を少なくとも1人置かなければならない。
- (4) 前号の規定により学級を編制する場合において、1学級の子供の数は、原則として35人以下とする。

2 職員の資格

- (1) 前項第1号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子供の保育に従事するものは、保育士の資格を有する者でなければならない。
- (2) 前項第1号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子供の教育及び保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併せて有する者又は幼稚園の教員免許状若しくは保育士の資格のいずれかのみを有する者で、その有しない幼稚園の教員免許状若しくは保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものでなければならない。
- (3) 略

(4) 第2号の規定にかかわらず、満3歳以上の二どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつて当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行つている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

(5) 略

3 施設の整備

(1) 幼稚園型施設(第2条第1号イに該当する施設に限る。)については、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に存しなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

ア 二どもに対して教育及び保育を適切に行なうことができること。

イ 二どもが移動する場合の安全が確保されていること。

(2) 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の二どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の二どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の二どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積の基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設(法第4条第1項に規定する申請をする際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下同じ。)が保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつて、第4号本文(満2歳未満の二どもの保育を行う場合にあっては同号本文及び第10号)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

略

(3) 略

(4) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の二ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の二どもについては、既存の施設が幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積(満3歳未満の二どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の二どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の二どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が第2号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(5) 屋外遊戯場の面積は、ア及びイに掲げる面積の基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつてアの基準を満たすときは、イの基準を満たすことを要せず、既存の施設が幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であ

(4) 第2号の規定にかかわらず、満3歳以上の子供のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつて当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行つている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

(5) 略

3 施設の整備

(1) 幼稚園型施設(第2条第1号イに該当する施設に限る。)については、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に存しなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

ア 子供に対して教育及び保育を適切に行なうことができること。

イ 子供が移動する場合の安全が確保されていること。

(2) 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子供の保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子供の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子供の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積の基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設(法第4条第1項に規定する申請をする際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下同じ。)が保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつて、第4号本文(満2歳未満の子供の保育を行う場合にあっては同号本文及び第10号)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

略

(3) 略

(4) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子供1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子供については、既存の施設が幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積(満3歳未満の子供の保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子供の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子供の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が第2号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(5) 屋外遊戯場の面積は、ア及びイに掲げる面積の基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であつてアの基準を満たすときは、イの基準を満たすことを要せず、既存の施設が幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であ

ってイの基準を満たすときは、アの基準を満たすことを要しない。
 ア 満2歳以上のこども1人につき3.3平方メートル以上であること。
 イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積に満2歳以上満3歳未満のこどもについてアにより算定した面積を加えた面積以上であること。

略

(6) 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物と同一敷地内又は隣接する敷地内に存しなければならない。ただし、保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場が当該認定こども園の付近にあり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

ア こどもが安全に利用することができる場所であること。

イ 略

ウ こどもに対して教育及び保育を適切に行なうことができる場所であること。

エ 略

(7) 認定こども園は、当該認定こども園のこどもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

(8) 前号の規定にかかわらず、満3歳以上のこどもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、認定こども園以外で調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行なうことができる。この場合においても、当該認定こども園は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

ア こどもに対して食事を提供する責任が当該認定こども園にあり、当該認定こども園において適切な管理体制が確保されていること。

イ・ウ 略

エ こどもの年齢及び発達の段階並びに健康状態、アレルギー等を考慮し、こどもの食事の内容、回数及び時機について適切に対応することができます。

オ 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、こどもの発育及び発達の過程に応じて食事を提供するよう努めること。

(9) 幼稚園型施設のこどもに対する食事の提供について、当該幼稚園型施設内で調理する方法により行うこどもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型施設は、第3号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型施設においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(10) 認定こども園において満2歳未満のこどもの保育を行う場合には、第3号の規定により設けるものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満のこども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満のこども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容

ってイの基準を満たすときは、アの基準を満たすことを要しない。
 ア 満2歳以上の子供1人につき3.3平方メートル以上であること。
 イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積に満2歳以上満3歳未満の子供についてアにより算定した面積を加えた面積以上であること。

略

(6) 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物と同一敷地内又は隣接する敷地内に存しなければならない。ただし、保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場が当該認定こども園の付近にあり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

ア 子供が安全に利用することができる場所であること。

イ 略

ウ 子供に対して教育及び保育を適切に行なうことができる場所であること。

エ 略

(7) 認定こども園は、当該認定こども園の子供に食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

(8) 前号の規定にかかわらず、満3歳以上の子供に対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、認定こども園以外で調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行なうことができる。この場合においても、当該認定こども園は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

ア 子供に対して食事を提供する責任が当該認定こども園にあり、当該認定こども園において適切な管理体制が確保されていること。

イ・ウ 略

エ 子供の年齢及び発達の段階並びに健康状態、アレルギー等を考慮し、子供の食事の内容、回数及び時機について適切に対応することができます。

オ 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、子供の発育及び発達の過程に応じて食事を提供するよう努めること。

(9) 幼稚園型施設の子供に対する食事の提供について、当該幼稚園型施設内で調理する方法により行う子供の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型施設は、第3号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型施設においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(10) 認定こども園において満2歳未満の子供の保育を行う場合には、第3号の規定により設けるものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子供1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子供1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容

は、子どもの最善の利益を基本として規則で定める事項、法第6条に基づき、法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び内閣総理大臣が定める保育所に関する指針に基づくものでなければならない。

5 保育者の資質の向上

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図らなければならない。

6 略

7 管理運営等

(1) 略

(2) 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該保育を必要とする子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

(3) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に行なうことができるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて定めなければならない。

(4) 略

(5) 認定こども園は、児童虐待を防止するため特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならぬ。この場合において、地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(6) 認定こども園は、耐震、防災、防犯等について子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

(7) 略

(8) 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

(9) 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による子どもの所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

(10) 認定こども園は、子どもの視点に立った自己評価、外部評価等を行い、その結果を公表すること等により、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(11) 略

(12) 認定こども園は、入園している子どもの人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(13) 略

(14) 認定こども園は、入園している子どもの安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

8 略

は、子供の最善の利益を基本として規則で定める事項、法第6条に基づき、法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び厚生労働大臣が定める保育所に関する指針に基づくものでなければならない。

5 保育者の資質の向上

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子供の教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図らなければならない。

6 略

7 管理運営等

(1) 略

(2) 認定こども園における保育を必要とする子供に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該保育を必要とする子供の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

(3) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子供に対する教育及び保育を適切に行なうことができるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて定めなければならない。

(4) 略

(5) 認定こども園は、児童虐待を防止するため特別の支援を要する家庭の子供、障害のある子供等特別な配慮が必要な子供の利用が排除されることのないよう、入園する子供の選考を公正に行わなければならない。この場合において、地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子供の受入れに適切に配慮しなければならない。

(6) 認定こども園は、耐震、防災、防犯等について子供の健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

(7) 略

(8) 認定こども園は、子供の通園、園外における学習のための移動その他の子供の移動のために自動車を運行するときは、子供の乗車及び降車の際に、点呼その他の子供の所在を確実に把握することができる方法により、子供の所在を確認しなければならない。

(9) 認定こども園は、子供の通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子供の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子供の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による子供の所在の確認（子供の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(10) 認定こども園は、子供の視点に立った自己評価、外部評価等を行い、その結果を公表すること等により、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(11) 略

(12) 認定こども園は、入園している子供の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(13) 略

(14) 認定こども園は、入園している子供の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

8 略

9 認定こども園の職員資格に関する特例

(1)～(4) 略

(5) 第2項第1号の規定により置かなければならぬ保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満1歳未満のこどもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(6) 略

別表第2(第3条関係)

1・2 略

3 職員の数等

(1)・(2) 略

(3) 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
略	
3 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人
4 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人
備考	略

(4)～(7) 略

4 設備

(1)～(11) 略

(12) 園舎には、次に掲げる設備（イに掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とするこどもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

ア～ク 略

(13)～(22) 略

5 略

6 運営

(1)・(2) 略

(3) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア・イ 略

ウ 保育を必要とすることもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とすることもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること

(4)～(13) 略

(14) 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とすることもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第4項第21号の規定により当該幼保連携型認定こども園の

9 認定こども園の職員資格に関する特例

(1)～(4) 略

(5) 第2項第1号の規定により置かなければならぬ保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満1歳未満の子供の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(6) 略

別表第2(第3条関係)

1・2 略

3 職員の数等

(1)・(2) 略

(3) 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
略	
3 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人
4 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人
備考	略

(4)～(7) 略

4 設備

(1)～(11) 略

(12) 園舎には、次に掲げる設備（イに掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子供を入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

ア～ク 略

(13)～(22) 略

5 略

6 運営

(1)・(2) 略

(3) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア・イ 略

ウ 保育を必要とすることもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とすることもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること

(4)～(13) 略

(14) 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とすることもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第4項第21号の規定により当該幼保連携型認定こども園の調

調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
 (15)～(28) 略
 7 略

理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
 (15)～(28) 略
 7 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 こどもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（次項において「新条例」という。）別表第1第1項第1号の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（次項において「旧条例」という。）別表第1第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例別表第2第3項第3号の規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表第2第3項第3号の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 6 年 7 月 5 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第54号

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 略	(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 略
2 前項の場合において、その例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この項において「省令」という。）第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第39条の3において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該共生型訪問介護を提供した日か	2 前項の場合において、その例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この項において「省令」という。）第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第39条の3において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該共生型訪問介護を提供した日か

ら5年間」と、省令第43条において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第53条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第58条において準用する省令第53条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第73条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問看護を提供した日から5年間」と、省令第82条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第90条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間」と、省令第104条の4第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所介護を提供した日から5年間」と、省令第105条の3において準用する省令第104条の4第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該共生型通所介護を提供した日から5年間」と、省令第109条において準用する省令第104条の4第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当通所介護を提供した日から5年間」と、省令第118条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第139条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の13において準用する省令第139条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の32において準用する省令第139条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第155条の12において準用する省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第177条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」と、省令第191条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第192条の11第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第206条において準用する省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定福祉用具販売を提供した日から5年間」とする。

ら5年間」と、省令第43条において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第58条において準用する省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第73条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問看護を提供した日から5年間」と、省令第82条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第90条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当居宅療養管理指導を提供した日から5年間」と、省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当通所介護を提供した日から5年間」と、省令第105条の3において準用する省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当共生型通所介護を提供した日から5年間」と、省令第109条において準用する省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当通所介護を提供した日から5年間」と、省令第118条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当通所リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の13において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第155条の12において準用する省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第177条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」と、省令第191条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第192条の11第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第206条において準用する省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定福祉用具販売を提供した日から5年間」とする。

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第55号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>単身赴任手当</u> 、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。	(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>単身赴任手当</u> 、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当及び退職手当とする。
(扶養手当) 第6条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。 (1)～(5) 略	(扶養手当) 第6条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。 (1)～(5) 略
第7条の2 略	第7条の2 略
(在宅勤務等手当) 第7条の3 住居その他これに準ずるものとして知事が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他知事が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、知事が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第56号

和歌山県特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。次条において「法」という。）

第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第3条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあっては規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第4条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - (2) 貯留機能保全区域の位置
 - (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
 - (4) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。